

公平性に関するコミットメント

SACは認証業務の客観性、独立性及び公平性を保証するため、次のコミットメントを宣言します。

- 1、SACは、マネジメントシステム認証活動を実施する上での公平性の重要性を理解すると共に、客観性を確保するため、利害の抵触を特定し管理します。SACは「公平性に関するコミットメント」を公表します。
- 2、利害の抵触の分析及び脅威の解除
 - ① SACは、様々な脅威（他の関係者（個人・機関・組織）の行動による公平性への脅威を含む）を解除、又はその影響を最小限に抑えるため、認証活動に伴う可能な利害の抵触を分析・特定することにより、「認証リスク分析・評価」という文書を作成して、機構の運営と認証活動に伴う可能な公平性への脅威を十分に特定し、対応処置を策定します。
 - ② SACは公平性委員会に「認証リスク分析・評価」の文書を提出して、承認を得ます。
- 3、SACは、本機構の従業員、他の関係者（個人・機関・組織）が認証活動の信用度、客観性及び公平性に不適切な影響を与えないこと、並びに次のサービスを提供しないことを保証します（所管する登録事業者の他の部分も含む）。
 - ① 公平性へ脅威されるような認証活動
 - ② 他の認証機関のマネジメントシステムの認証活動
 - ③ マネジメントシステムのコンサルティング

- ④ マネジメントシステムのコンサルティング業者の推薦や関係見積書の提出
 - ⑤ 認証登録組織の内部審査。
- 4、 同じ認証登録組織に対して、連続した2つの認証サイクルにおいて、通常、同じ審査チームリーダーを委任しません。なお、食品安全マネジメントシステムの審査プログラムを策定するとき、同じ製造現場に対して2回連続で同じ審査チームリーダーを委任せず、同じ製造現場に対して3回連続で同じ審査員を委任しません。
 - 5、 SACの従業員が教育・訓練の講師としてセミナーに参加するとき、該当コースがマネジメントシステムの認証活動に関わる場合、公開され入手可能な一般情報・アドバイス情報以外は提供いたしません。
 - 6、 SACは、マネジメントシステムのコンサルティング組織と、いかなる経済上の利益及び行政上の所管関係が存在しません。
 - 7、 SACは、マネジメントシステムの審査活動をコンサルティング組織に外注委託しません。
 - 8、 SACの営業活動はコンサルティング組織の活動と無関係であり、特定のコンサルティング組織を利用したとき、認証が簡単、容易、迅速、廉価になる旨をお伝えすることはございませんが、当該する場合、このような行為を中止させ、管理監督部門に報告します。また、営業活動において認証が簡単、容易、迅速、廉価になる旨をお伝えすることはございません。
 - 9、 SACは、審査員・管理スタッフが利害関係の抵触なく適切に認証活動ができるようにするため、常に情報を監視し、対応する体制を整えます。該当する場合、解消されるまで関係者を認証活動に委任しません。



- 10、SAC は、認証活動に不適切な影響を与える要員・委員会の行動が常に公平性を保ち、認証結果に支障されるような商業活動、会計上又は他の方面からのプレッシャーに左右されないことを保証します。
- 11、SAC は認証活動に伴うリスクを評価し、また、認証業務が要因で発生した事件に対応されるため、リスクファンドを設立しています。
- 12、SAC は、契約書に定められた義務に従ってサービスを持続的に提供できるよう、適切な業務予測を策定しています。また、マネジメントレビューの結果や決算報告書などに基づき、本機構の公平性が商業活動、会計上又は他の方面からのプレッシャーに左右されない証拠を公平性委員会に提出します。

SAC

2013 年 11 月